

生活保護法指定薬局 各位

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課
(保護担当 TEL 075-251-1175)

調剤券の発行業務の見直しについて（お知らせ）

日頃は、本市の生活保護行政に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、生活保護受給中の方（以下「被保護者」といいます。）が処方箋を持って来局された際、被保護者が調剤券を持参されていない場合等は、指定薬局から各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課（以下「各区役所・支所生活福祉課」といいます。）に対し、調剤券の発行依頼を行っていただいているところです。

これにつきまして、令和6年3月から、生活保護の医療扶助においてオンライン資格確認が導入される予定であることを受け、以下のとおり、取扱いを変更しますので、お知らせします。

なお、中国残留邦人等支援法による医療支援給付を受けている方につきましては、今回の変更は適用されませんので、よろしく願いいたします。

処方箋発行医療機関の確認について

＜取扱いの変更時期＞

令和5年9月20日から

＜取扱いの変更内容＞

各区役所・支所生活福祉課において、調剤券の発行を行う際に、**処方箋発行医療機関の情報が必須となります。**

このため、指定薬局から、各区役所・支所生活福祉課に調剤券の発行依頼を行っていただく際は、「被保護者氏名」や「生年月日」、「公費負担者番号」、「受給者番号」等に加え、**処方箋発行医療機関名**もお伝えいただくようお願いいたします。

※ 上記取扱いの変更を踏まえ、令和6年3月以降に各区役所・支所生活福祉課から発行する調剤券について、新たに処方箋発行医療機関名が印字されます。

※ 上記取扱いの変更について、裏面にQAを作成していますので、御参照ください。

裏面へ続きます。

調剤券の発行に関するQ A

Q1 今後、調剤券の発行依頼時に処方箋発行医療機関も伝える必要があるとのことだが、同一月に複数の処方箋発行医療機関がある場合、全ての処方箋発行医療機関を伝えたらよいのか。

A 1 お見込みのとおりです。

Q2 令和6年3月以降に発行される調剤券には、処方箋発行医療機関名が印字されるとのことだが、全ての処方箋発行医療機関名が印字されるのか。

A 2 該当月に複数の処方箋発行医療機関がある場合であっても、システムの仕様により、調剤券に印字される処方箋発行医療機関は1機関のみとなります。

Q3 調剤券に印字される処方箋発行医療機関は1機関のみとのことだが、処方箋発行医療機関ごとに調剤券が発行されるのか。

A 3 従来どおり、被保護者1人につき、各指定薬局宛に1月当たり1枚の調剤券を発行します。

Q4 従来どおり、被保護者1人につき、各指定薬局宛に1月当たり1枚の調剤券が発行されるとのことだが、その場合、調剤券に印字されている処方箋発行医療機関以外の医療機関からの処方箋に基づく調剤報酬についても、当該調剤券に基づき請求してよいか。

A 4 お見込みのとおりです。